

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目16番11号
JALCOホールディングス株式会社
代表取締役社長 田 辺 順 一

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、適切な感染防止対策を実施のうえで、開催させていただくことといたしました。

株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁以降の「議決権行使方法のご案内」に従い、2022年6月24日（金曜日）午後6時まで

に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月25日（土曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー5階
バルサール東京日本橋 Room 8・9
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 取締役3名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jalco-hd.com/>）に掲載させていただきます。

【株主様へのお願い】

- ・株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況にご留意いただき、健康状態にかかわらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や持病をお持ちの方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。
- ・議決権行使は、書面及びインターネットにて可能ですので、積極的なご利用をお願いいたします。

【来場される株主様へのお願い】

- ・総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。感染防止のため、スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございます。
- ・株主様のお座席は間隔を空けて配置させていただきます。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ・株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。

【当社の対応】

- ・受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・当社スタッフは、検温や体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・状況により当日の運営に変更が生じる場合は、当社ホームページ（アドレス <https://www.jalco-hd.com/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願いいたします。

議決権行使方法のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席いただける場合

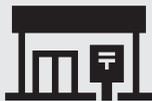


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



株主総会日時 2022年6月25日（土曜日）午前10時開催

■ 当日ご出席いただけない場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

こちらを切り取って
ご返送ください



行使期限 2022年6月24日（金曜日）午後6時必着



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は次頁以降をご覧ください。

行使期限 2022年6月24日（金曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト▶ <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

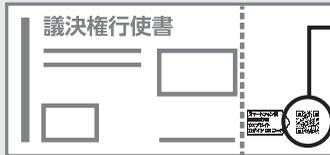
▶ 次頁に詳しくご紹介しています



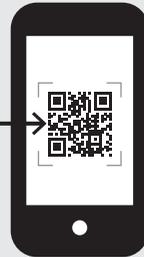
「スマート行使」による議決権行使について

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

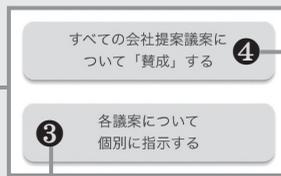


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



② 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

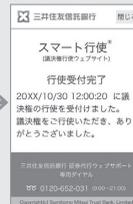


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

議決権行使サイト▶

<https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

 0120-652-031

(受付時間 9:00～21:00)

① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
質問をご入力ください。

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネット（スマート行使含む）により議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット（スマート行使含む）によるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（スマート行使含む）によって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際の際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの業績は、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社SUNTAC売上分の減少がありましたが、当連結会計年度において賃貸用不動産10物件の取得及び営業貸付金の拡充などから売上は増加し、売上高27億82百万円（前年同期比2.4%増）、EBITDA20億11百万円（前年同期比27.4%増）、営業利益16億51百万円（前年同期比29.7%増）、経常利益10億1百万円（前年同期比26.2%増）、法人税等調整額増加の影響により、親会社株主に帰属する当期純利益9億6百万円（前年同期比14.6%減）となりました。

当連結会計年度の売上高については、営業貸付金は、新規貸付104億64百万円、回収78億39百万円により59億11百万円（前期末比79.8%増）となり貸出金利息売上高は、5億18百万円（前年同期比78.2%増）、また賃貸用不動産の増加に伴い、不動産賃貸収入による売上高は21億92百万円（前年同期比20.8%増）になり、売上高は27億82百万円（前年同期比2.4%増、株式会社SUNTAC減少分を除くと前年同期比28.3%増）となりました。

不動産賃貸事業におきましては、当連結会計年度において、新規に10物件を取得しました。

その結果、賃貸用不動産の保有残高は376億23百万円（前期末比34.4%増）となり、前連結会計年度の期中から取得した物件も寄与し、当連結会計年度において、賃貸収入は21億92百万円（前年同期比20.8%増）となりました。

また、賃貸用不動産として保有しておりました神奈川県寒川市の物件の売却等により、当連結会計年度において特別利益4億52百万円を計上しております。

賃貸用不動産の増加に伴い、建物等による減価償却費が増加しましたが、前連結会計年度までは連結子会社であった株式会社SUNTACの売上原価分の減少から売上原価は6億47百万円（前年同期比4.8%減）となりました。その結果、当連結会計年度の営業利益は16億51百万円（前年同期比29.7%増）となりました。

当連結会計年度の経常損益については、営業貸付金及び新規不動産取得のために金融機関等からの借入金の増加に伴い支払利息が増加しましたが、経常利益は10億1百万円（前年同期比26.2%増）となりました。

当連結会計年度の特別損益については、前述の神奈川県寒川市の賃貸用不動産の売却等により、特別利益4億52百万円を計上いたしました。

加えて、法人税、住民税及び事業税2億49百万円、法人税等調整額1億59百万円等を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は9億6百万円（前年同期比14.6%減）となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響による世界中の生産活動の抑制など先行きは予断

を許さない状況ではありますが、当社事業に対する影響は今のところないと考えております。

当連結会計年度のセグメント別の業績は、以下の通りであります。

・貸金事業
当事業部門におきましては、収益性及び担保価値等を十二分に吟味し、回収可能性等を慎重に検討したうえで取り組んでおります。貸付期間については、1年以内の短期の貸付を中心に行っているため、期中における貸付金の返済に伴い営業貸付金残高が大きく減少することがあります。

当連結会計年度において営業貸付金は、新規貸付104億64百万円、回収78億39百万円により59億11百万円（前期末比79.8%増）となりセグメント利益は4億17百万円（前年同期比101.7%増）になりました。

営業貸付金の増加については、ソーシャルレンディング事業における口座開設数が順調に増加しており、J.LENDING LF33号～LF63号までの募集で、実行額合計は34億84百万円となり営業貸付金の増加に寄与しております。

今後も引き続き、収益性及び担保価値等が十二分に見込める複数の貸付先において、資金需要が旺盛にあるため、ソーシャルレンディング事業も絡めて、当事業部門の収益及び利益の増加に努めてまいります。

・不動産賃貸事業

当事業部門におきましては、商業施設を3物件、アミューズメント施設を7物件、計10物件を取得し、賃貸用不動産の保有残高は376億23百万円（前期末比34.4%増）となりました。当連結会計年度において、売上高は前連結会計年度の期中から取得した物件も寄与し21億92百万円（前年同期比20.8%増）となり、セグメント利益は7億83百万円（前年同期比20.6%増）となりました。

また、賃貸用不動産として保有しておりました神奈川県寒川市の賃貸用不動産の売却等により、特別利益4億52百万円を計上しております。

当社の賃貸用不動産については、収益性の観点から購入依頼のご要望も多くあります。この様な場合も含めまして、個別物件ごとの収益性、保有不動産全体の状況並びに全社の業績等を勘案しながら、保有不動産の入れ替えも継続的に図ってまいります。

②設備投資の状況

設備投資については、運用資産の充実などを目的とした設備投資を行っております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

設備投資の総額は110億30百万円であり、主な設備投資について示すと、次のとおりであります。

・貸金事業

主な設備投資は、ソーシャルレンディング用ソフトウェアの改築6百万円であります。

・不動産賃貸事業

主な設備投資は、千葉県、群馬県、秋田県及び北海道の賃貸用不動産の取得109億9百万円及び借地権の取得3百万円であります。

・その他

主な設備投資は、特許権の取得1億11百万円であります。

③資金調達の状況

第3回新株予約権の行使により合計1億73百万円の資金調達を行いました。

また、貸貸用不動産購入資金等として、金融機関等から合計154億70百万円の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式・持分・新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2019年) (3 月期)	第 9 期 (2020年) (3 月期)	第 10 期 (2021年) (3 月期)	第 11 期 (2022年) (3 月期)
売 上 高 (千円)	1,158,375	1,724,620	2,717,010	2,782,770
経 常 利 益 (千円)	433,656	613,927	793,910	1,001,582
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	408,980	565,228	1,061,982	906,873
1株当たり当期純利益金額 (円)	6.55	6.61	11.31	8.42
総 資 産 (千円)	19,496,442	27,684,197	36,495,729	48,509,303
純 資 産 (千円)	8,726,572	9,211,303	13,880,089	14,007,254

(注) 1. 単位千円表示のものは、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額は期中平均発行済株式数に基づいて算出しており、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

なお、期中平均発行済株式数から自己株式を控除しております。

3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャルコ	350,000千円	100%	不動産の賃貸及び管理 貸金業
株式会社ジャルコアミューズ メントサービス	348,775千円	100%	M&A及びコンサルティング パチンコ・パチスロ機等のレ ンタル 中古遊技機取引サイト

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 会社の対処すべき課題

①中期経営計画との差異について

当連結会計年度において、パチンコホール企業及びそれ以外の優良事業会社を賃借人とする長期保有資産の取得を進めた結果、長期安定的な黒字計上が見込める収益体質を確立しましたが、2022年5月13日に発表した業績目標と当連結会計年度の実績については、以下の通り当初計画を下回った数値となりました。

(単位：百万円)

	2021年3月期 (計画)	2021年3月期 (実績)	2022年3月期 (計画)	2022年3月期 (実績)
売上高	2,761	2,717	2,800	2,782
営業利益	1,300	1,272	1,800	1,651
経常利益	900	793	1,170	1,001
親会社株主に帰 属する当期純利 益	1,258	1,061	1,170	906

当社グループは、当連結会計年度におきましても、不動産事業及び貸金事業を中心に事業基盤を拡大してまいりました。

その結果、売上は予想通りとなりました。営業利益、経常利益の差異ですが、2022年3月期後半に取得しましたホール店舗7物件を含む合計で10物件、約110億円の賃貸用不動産取得に伴う、建物等減価償却費ならびに取得に要した借入金の金利負担の増加によるものです。親会社株主に帰属する当期純利益の差異は経常利益の差異に加え、税効果会計に伴う法人税等調整額が増加した影響であります。

②コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。当社では、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、独立役員2名を選任して客観的かつ中立的な視点から経営監視をお願いすることなどにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、社外取締役・社外監査役への情報提供のより一層の充実を図るなど、今後も持株会社としてグループ各社のコーポレート・ガバナンスを徹底することで、連結経営の基盤強化、企業体質の健全性を高めてまいります。

③資金調達力の強化

当社グループが収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、安定的な事業資金の調達が必須であります。

当社は、2019年1月に発行した第3回新株予約権の行使による資金調達、金融機関及び投資家による資金調達を行ってまいりましたが、引き続き、事業の拡大を進めていくために、金融機関及び投資家からの借入、あるいはエクイティファイナンスなどによる調達手段の多様化を図ってまいります。

④低コスト体制の徹底

企業間競争が進む中で、低コスト体制の徹底は極めて重要な課題と認識しております。当社グループでは引き続きコスト管理に注力を続け、低コスト体制の強化に取り組んでまいります。

⑤人材の確保・育成

業績の回復、業容の拡大及び経営体質の強化を図っていくうえで、優秀な人材の確保・育成は極めて重要なものと認識しております。そこで、当社グループは、社員のスキル育成のための効果的な仕組みを構築するとともに、将来コアとなる優秀な人材については積極的に確保を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

①不動産の賃貸及び管理

②貸金業

(6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

当社	東京都中央区
株式会社ジャルコ	東京都中央区
株式会社ジャルココアミュージメントサービス	東京都中央区

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
9名	45名減

(注) 使用人数は就業人員であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	1名増	55.3歳	4年

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. 平均勤続年数の算出にあたっては、株式会社ジャルコにおける勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
大阪協栄信用組合	5,840,200千円
近畿産業信用組合	5,307,161千円
大阪厚生信用金庫	3,266,522千円
モルガンスタンレー・クレジットプロダクツ・ジャパン株式会社	1,800,000千円
ウリ信用組合	1,533,328千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 346,392,072株
- ②発行済株式の総数 112,604,118株
- ③株主数 7,346名
- ④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
カタリスト株式会社	32,394千株	30.57%
田辺 順一	13,863千株	13.08%
須田 忠雄	9,193千株	8.67%
金 恵	5,138千株	4.85%
株式会社スプラウト	5,116千株	4.82%
株式会社悠晴	4,949千株	4.67%
杉山 昌子	3,700千株	3.49%
株式会社ウォーターフィールド	2,951千株	2.78%
幅田 昌伸	2,807千株	2.65%
株式会社大一商会	1,500千株	1.41%

（注）持株比率は自己株式（6,653,548株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ①当事業年度末日において当社の役員が保有する新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に当社の従業員、子会社役員及びその従業員に対して交付した新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況
該当事項はありません。
- ③その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田辺 順一	株式会社ジャルコ 代表取締役社長 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 代表取締役社長 カタリスト株式会社 代表取締役 イオナアセット株式会社 代表取締役
取締役	山岸 和仁	株式会社ジャルコ 取締役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 取締役 山岸和仁税理士事務所 代表
取締役	吉岡 勉	株式会社ジャルコ 取締役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 取締役 東北タツミ株式会社 代表取締役 JALCO ELECTRONICS HONG KONG LTD. President Director HANGZHOU JALCO ELECTRONICS CO.,LTD. President Director 株式会社スプラウト 代表取締役
常勤監査役	堀田 恭史	株式会社ジャルコ 常勤監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 常勤監査役
監査役	露木 琢磨	株式会社ジャルコ 監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 監査役 露木・赤澤法律事務所 代表
監査役	天野 修	株式会社ジャルコ 監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 監査役 天野公認会計士事務所 代表 リオナス株式会社取締役兼コンプライアンスオフィサー

- (注) 1. 取締役山岸和仁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役堀田恭史氏、露木琢磨氏、天野修氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、露木琢磨氏及び天野修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役山岸和仁氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役露木琢磨氏は弁護士 の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役天野修氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 常勤監査役鈴木英一氏は、2021年6月26日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当該方針の決定の方法は以下になります。

1. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

取締役の個人別の報酬等は、金銭による固定報酬とし、株主総会決議の範囲内で、取締役会において協議の上、業績及び貢献度等を総合的に勘案して決定する。

2. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給せず、金銭による固定報酬のみ支給する。

3. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

固定報酬は、任期中、毎月定額で支給する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議に基づく報酬の限度額は、取締役200,000千円（2012年6月28日株主総会決議）、監査役20,000千円（2012年6月28日株主総会決議）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役は3名、監査役は3名であります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である田辺順一が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行い決定しております。権限を代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためです。取締役会としてもその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	45,000	45,000	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	3,000	3,000	—	—	1
社外監査役	9,360	9,360	—	—	4

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- 取締役山岸和仁氏は、同氏が兼職している山岸和仁税理士事務所と当社グループの間には、重要な関係はありません。
株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミュージUMENTサービスは、当社の連結子会社であり、経営指導及び資金の貸付を行っております。
- 常勤監査役堀田恭史氏が兼職している株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミュージUMENTサービスは、当社の連結子会社であり、経営指導及び資金の貸付を行っております。
- 監査役露木琢磨氏は、同氏が兼職している露木・赤澤法律事務所と当社グループの間には、重要な関係はありません。
株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミュージUMENTサービスは、当社の連結子会社であり、経営指導及び資金の貸付を行っております。
- 監査役天野修氏は、同氏が兼職している天野公認会計士事務所及びりオナス株式会社と当社グループの間には、重要な関係はありません。
株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミュージUMENTサービスは、当社の連結子会社であり、経営指導及び資金の貸付を行っております。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役 山岸 和仁	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回出席いたしました。主に税理士の観点から、議案・審議等につき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 堀田 恭史	社外監査役就任後に開催された取締役会15回のうち15回出席し、監査役会10回のうち10回出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役 露木 琢磨	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回出席し、監査役会14回のうち13回出席いたしました。主に弁護士としての専門的知見から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持につき、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役 天野 修	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回出席し、監査役会14回のうち14回出席いたしました。主に公認会計士としての専門的知見から、監査役会の場においては当社の経理システムの変更・当社監査基準の改定等について、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

みかさ監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 17,050千円 |
| ②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会で決議いたしました「内部統制基本方針」に基づき、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全等の内部統制の目的を達成するため、効果的な内部統制システムを構築し継続的な運用及び改善を進めております。(最終改定 2015年4月30日)

- I. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 1. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、株主や顧客を代表する社外取締役を選任し取締役会において重要事項を審議決定する。
 2. 取締役とは独立した監査役を選任すると共に、その内一名が常勤監査可能な体制を整備する。監査役は、当社グループの法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認める時は、意見を述べると共に、改善策の策定を求める事とする。
 3. 代表取締役社長は、当社グループ全ての役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観を持って職務執行するための「行動規範」を制定し、周知する。
 4. 業務執行部門から独立した取締役会直轄の「内部監査室」を設置すると共に、内部監査に関する規程を制定し、当社グループにおける業務執行の適切性や遵法性、コンプライアンスの遵守状況などについて監査を実施し、内部監査室長は、それら監査の結果を取締役会へ報告する。
 5. 当社グループ内における不正・不審行為の早期発見と不祥事等の未然防止を図る事を目的に、「内部通報制度」を設け、外部弁護士に報告を行う等の適切な運用を図る。
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 1. 文書及び記録等の管理に関する規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」と言う。）に記録し、保存及び管理する。
 2. 取締役及び監査役が、常時これらの文書を閲覧可能な状態を維持する。
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社グループにおけるリスクの管理・運営態勢を確保するため、情報システム責任者及び情報システム管理担当者を設置する。
 2. 顧客情報を始めとする当社の情報資産を安定的かつ安全に運営するために、情報システム及び情報セキュリティ等に関連する規程等を整備する。
 3. 基幹情報システムについては、可用性を確保すると共に、大規模な災害やシステム障害等の危機発生に対応し、事業の継続性を確保するため、適切な範囲と頻度でバックアップを行う。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するために、取締役会を原則として月一回定期的に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催するものとする。当社グループの経営に関わる重要事項等については、(当社の内部管理体制強化委員会において) リスク評価を行い、その検証を経て、取締役会にて執行の決定を行う事とする。又、単年度事業計画・予算等を決定し、四半期ごとに業績・進捗状況のレビューを行う。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行においては、取締役及び従業員の役割分担、組織単位ごとの業務分掌、職務権限において、責任者及び執行手続きのルールを明確に定める。

V. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループは、当該基本方針に従い、遵法意識の向上及び業務の適正性を確保する事に努める事とする。
2. 当社グループの取締役は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限及び責任を有している。
3. 当社の取締役は、当社子会社を当社の一部門と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
4. 当社の内部監査室が、定期的又は不定期に当社グループの内部監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告を行うと共に、必要に応じて、被監査部門に対して内部統制の改善の指導や実施の助言等を行う。

VI. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、人選を行う。
2. 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

VII. 取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

1. 当社グループの役職員は、法令違反行為、業務上の事故、その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により、監査役へ報告する。
2. 内部監査室は、監査の結果を適時・適切な方法により、監査役に報告する。

3. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を、定期的に監査役に報告する。
4. 内部通報窓口への通報内容が監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合、及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

VIII. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会に出席すると共に、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、意見を述べる事とする。また、取締役会やその他重要な会議の議事録については、いつでも閲覧する事ができるものとする。
2. 監査役は、全ての稟議案件について、社内承認後に回付を受ける。
3. 内部監査室は、監査に協力する事などにより、監査役との連携を図り、また、定期的な会議を設ける。
4. 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、総合的に積極的な情報交換を行うと共に、会計監査人から監査計画、体制、方針、結果などについて説明又は報告を求める事ができるものとする。

IX. 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 財務報告に係る内部統制の充実をはかるため、社内規程等を策定すると共に、法令及び会計基準に従って、適正な会計処理を行う。
2. 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行う。
3. 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
4. 財務報告に係る内部統制が適正に機能する事を継続的に評価し、適宜改善を行う。

X. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

1. 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断するための体制整備を行い、反社会的勢力からの不当要求等へは、組織として毅然と対応する。
万が一、反社会的勢力から接触があった場合は、管理部門を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置を取る事とする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制として取締役会、監査役会、内部監査室及び内部管理体制強化委員会を設置しており、当事業年度における運用状況は次のとおりであります。

- ・取締役会を19回開催し、経営に関する重要事項を決定し、月次経営成績の分析、評価及び対策を検討するとともに業務の適正性の観点から審議を行っております。
- ・監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議のうえ決定し、重要な社内会議への出席、重要な業務の監査、取締役の業務執行の監査及び法令等への遵守についての監査をするとともに内部監査室、会計監査人との意見交換を行っております。
- ・内部監査室は、当社及び子会社の業務の監査、内部統制監査を行っております。
- ・内部管理体制強化委員会を11回開催し、新規案件他審議が必要とされる事項について、外部委員である弁護士、公認会計士から意見を伺い、問題のないことを確認してから取り組むことを行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、ステークホルダーの代表である株主に対しては、「結果として、流動性が高く、高位安定の株価形成がなされること。」が第一義的な株主還元であると認識しております。

透明で積極的なIR活動を前提とし、自社株買い・配当・株主優待・新規株主作りのための様々な活動等をそのための方策とし、総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、「取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針等を勘案し1株当たり2円とさせていただきます。これにより配当金総額は2億11百万円となり、当事業年度の配当性向は22.3%（連結：23.8%）、DOE（株主資本配当率）は1.7%（連結：1.5%）となります。

また、2021年2月12日及び2021年8月13日並びに2022年3月11日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得6億98百万円を含めた株主還元の総額は9億10百万円、総還元性向は94.5%（連結：100.4%）となります。

なお、翌事業年度の配当金は、連結業績予想による親会社株主に帰属する当期純利益の場合、年間2円を見込んでおります。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,984,970	流 動 負 債	6,358,649
現金及び預金	1,185,308	短期借入金	1,579,426
信託預金	178,912	1年内返済予定の長期借入金	2,249,512
売掛金	103	未払金	53,371
営業貸付金	5,911,470	未払法人税等	163,966
仕掛販売用不動産	1,959,839	前受金	204,058
未収入金	29,328	信託前受金	18,921
未収収益	60,432	預り金	104,191
未収消費税等	434,745	匿名組合預り金	1,985,200
未収還付法人税等	230,245		
その他	23,069	固 定 負 債	28,143,399
貸倒引当金	△28,484	長期借入金	26,225,518
固 定 資 産	38,524,333	長期預り保証金	1,784,043
有 形 固 定 資 産	37,669,583	信託預り保証金	106,592
建物及び構築物	7,868,907	資産除去債務	27,245
信託建物	2,600,534	負 債 合 計	34,502,048
器具及び備品	1,613	純 資 産 の 部	
土地	21,835,343	株 主 資 本	14,061,389
信託土地	5,363,184	資本金	6,449,681
無 形 固 定 資 産	123,220	資本剰余金	7,612,921
特許権	102,050	利益剰余金	1,251,352
借地権	3,400	自己株式	△1,252,566
ソフトウェア	17,486	その他の包括利益累計額	△54,134
電話加入権	284	その他有価証券評価差額金	△54,134
投資その他の資産	731,529	純 資 産 合 計	14,007,254
投資有価証券	223,783	負 債 純 資 産 合 計	48,509,303
破産更生債権等	171,730		
長期未収入金	96,782		
差入保証金	38,698		
長期前払費用	249,447		
繰延税金資産	52,963		
その他	166,635		
貸倒引当金	△268,513		
資 産 合 計	48,509,303		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,782,770
売上原価	647,184
売上総利益	2,135,585
販売費及び一般管理費	484,189
営業利益	1,651,395
営業外収益	
受取利息	783
受取配当金	6,746
為替差益	9,245
受取賃貸料	6,600
その他の	9,986
営業外費用	
支払利息	590,464
貸付不動産経費	1,382
貸倒引当金繰入額	37,720
株式交付費償却	2,997
借入手数料	50,611
経常利益	683,176
特別利益	1,001,582
固定資産売却益	445,505
その他の	7,000
特別損失	
関係会社株式売却損	26,902
固定資産売却損	15,244
その他の	229
当期中間純利益	42,376
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益	1,411,711
匿名組合損益分配額	95,736
税金等調整前当期純利益	1,315,974
法人税、住民税及び事業税	249,283
法人税等調整額	159,818
当期純利益	906,873
親会社株主に帰属する当期純利益	906,873

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
2021年4月1日 残高	6,361,860	7,525,100	562,248	△553,734	13,895,474
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	87,821	87,821			175,643
剰 余 金 の 配 当			△217,769		△217,769
親会社株主に帰属する当期純利益			906,873		906,873
自 己 株 式 の 取 得				△698,832	△698,832
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	87,821	87,821	689,103	△698,832	165,914
2022年3月31日 残高	6,449,681	7,612,921	1,251,352	△1,252,566	14,061,389

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日 残高	△67,813	△67,813	52,428	13,880,089
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				175,643
剰 余 金 の 配 当				△217,769
親会社株主に帰属する当期純利益				906,873
自 己 株 式 の 取 得				△698,832
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	13,679	13,679	△52,428	△38,749
連結会計年度中の変動額合計	13,679	13,679	△52,428	127,165
2022年3月31日 残高	△54,134	△54,134	—	14,007,254

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び名称

・連結子会社の数	2社
・連結子会社の名称	株式会社ジャルコ 株式会社ジャルコアミュージックメントサービス

②連結の範囲の変更

当連結会計年度において、当社連結子会社である株式会社SUNTACの株式の100%を売却しております。

これに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

総平均法による原価法を採用しております。

・市場価格のない株式等

棚卸資産

仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	5～39年
信託建物	7～34年
器具及び備品	3～8年

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

(1) 貸金事業

「貸金事業」は資金の貸付を行っております。

資金の貸付による収益は、金融商品に関する会計基準に従い、その発生期間に収益を認識しております。

(2) 不動産賃貸事業

「不動産賃貸事業」は不動産の賃貸、管理を行っております。

不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

(3) その他

「その他」はレンタル事業、知的財産関連事業及び電子部品のブランド使用料であり、レンタル事業及び知的財産関連事業の収益は、リース取引に関する会計基準に従ってその発生

期間に賃貸収益を認識しており、電子部品のブランド使用料は、顧客がブランドを使用する時点で収益を認識しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

1.ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。

2.ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

3.ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4.ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、法人税法の規定により5年間で均等償却しております。

(4) 重要な会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 営業貸付金に係る貸倒引当金

①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

営業貸付金に係る貸倒引当金 一 千円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

1. 算定方法

営業貸付金に係る貸倒引当金の算定方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「(3) 会計方針に関する事項」の「③重要な引当金の計上基準」に記載しております。

2. 主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「債権分類の判定における担保となる営業権等の事業の収益性の見通し及び将来キャッシュ・フロー等の見積り」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益能力を個別に評価し、設定しております。「債権分類の判定における担保となる営業権等の事業の収益性の見通し及び将来キャッシュ・フロー等の見積り」は、営業権等からの回収可能見込額を個別に評価し、設定しております。なお、主要な仮定に重要な影響を与える可能性のある新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定は次のとおりであります。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定)

新型コロナウイルス感染症の感染の影響については、貸付先の事業活動に重要な影響を与えていないことから、営業貸付金の評価に与える影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

3. 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

連結子会社である株式会社ジャルコは、営業貸付金の評価に係る社内規程に従って、営業貸付金を信用リスクに応じて正常債権、要注意債権、貸倒懸念債権及び回収不能債権に分類し、必要と認める貸倒引当金を計上する等の対応を行っておりますが、上記仮定は不確実性が高いため、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合や、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済に与える影響等により、翌連結会計年度(2023年3月期)以降の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、債務者区分及び債権分類の決定において、貸出先の経営改善計画などの将来の業績見込みに依存する場合には、より不確実性が高くなる可能性があります。

- (5) 会計方針の変更に関する注記
 (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当連結計算書類に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) ①担保に供している資産

定期預金	455,871千円
建物及び構築物	7,759,332千円
信託建物	2,600,534千円
土地	21,552,824千円
信託土地	5,363,184千円
器具及び備品	384千円
仕掛販売用不動産	441,098千円
営業貸付金	1,800,000千円
計	39,973,229千円

- ②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,113,698千円
長期借入金	26,225,518千円
計	28,339,216千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 919,807千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	111,510千株	1,093千株	—千株	112,604千株

(注) 第3回新株予約権の権利行使による増加1,093千株

(2) 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる新株予約権の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
当社	第3回新株予約権	普通株式	32,564,300	—	32,564,300	—	—
合計			32,564,300	—	32,564,300	—	—

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月7日	普通株式	217	2.00	2021年3月31日	2021年6月14日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日	普通株式	繰越利益剰余金	211	2.00	2022年3月31日	2022年6月13日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当連結グループは、資金運用については主に短期的な預金及び有価証券に限定し、資金調達については主に金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況をモニタリングし、常に把握する体制としております。

投資有価証券は海外株式市場への純投資であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されています。変動リスクに関しては定期的に時価を確認し、取得価額との差額を把握しております。

借入金は、主に運転資金及び賃貸用不動産の購入に必要な資金の調達を目的としたものであり、期日は決算日後最長で30年後であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

④ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、64.6%が特定の大口顧客グループに対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
営業貸付金	5,911,470	5,906,999	△4,470
投資有価証券			
その他有価証券	223,443	223,443	—
資産計	6,134,914	6,130,443	△4,470
長期借入金 (*2)	28,475,030	28,246,098	△228,932
負債計	28,475,030	28,246,098	△228,932
デリバティブ取引	—	—	—

(*1) [現金及び預金]、「信託預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未収収益」、「未収消費税等」、「未収還付法人税等」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	340

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
営業貸付金	3,524,603	681,393	1,705,473	—	—	—
合計	3,524,603	681,393	1,705,473	—	—	—

4. 長期借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,249,512	1,873,837	2,956,284	1,167,802	1,186,820	19,040,773
合計	2,249,512	1,873,837	2,956,284	1,167,802	1,186,820	19,040,773

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	223,433	—	—	223,433
資産計	223,433	—	—	223,433

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	—	5,906,999	—	5,906,999
資産計	—	5,906,999	—	5,906,999
長期借入金	—	28,246,098	—	28,246,098
負債計	—	28,246,098	—	28,246,098

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格、基準価額及び当該評価日の為替レートによっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

営業貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2に分類しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、新潟県十日町市及び新潟市、神奈川県川崎市他、東京都、高知県高知市、青森県弘前市及び青森市、富山県富山市、島根県松江市、三重県津市、岩手県盛岡市、山口県山口市他、石川県金沢市、岡山県岡山市、北海道登別市他、大阪府堺市、千葉県松戸市他、宮城県大崎市、兵庫県姫路市、愛知県名古屋市、秋田県及び群馬県藤岡市において賃貸用の物件を有しております。

2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は963,807千円（不動産賃貸事業のセグメント利益から内部取引を消去し、営業外収益の受取賃貸料及び営業外費用の賃貸不動産経費を加減算して算出しております。）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価 （千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
28,024,998	9,638,143	37,663,141	34,897,787

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額の主な増加は、千葉県市原市、群馬県藤岡市、秋田県及び北海道の賃貸用不動産取得10,909,363千円によるものであります。

3. 当連結会計年度末の主な減少額は、減価償却費329,147千円及び神奈川県寒川町、東京都目黒区の不動産売却942,076千円によるものであります。

4. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価書」等に基づいております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

電子部品のブランド使用料であり、売上高は657千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 132円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 8円42銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の内容

2021年9月27日に取得した不動産について借地権（25年）付の不動産賃貸契約書及び2022年3月25日に取得した不動産について借地権（20年）付の不動産賃貸契約書に記載の原状回復義務に従い、資産除去債務を計上しております。

(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得から25年間及び20年間、割引率は0.567%及び0.728%を採用しております。

(3) 資産除去債務の期中における増減内容

内訳	金額（千円）
期首残高	—
不動産賃貸借契約に伴う増加額	27,063
時の経過による調整額	181
期末残高	27,245

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	745,303	流 動 負 債	644,720
現金及び預金	39,341	未払金	10,489
前払費用	4,821	短期借入金	500,000
短期貸付金	470,000	1年内返済予定の長期借入金	130,000
未収入金	843	未払法人税等	3,626
未収還付法人税等	229,699	前受収益	605
未収収益	6	負債合計	644,720
その他	590	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	12,546,306	株 主 資 本	12,703,125
有 形 固 定 資 産	64,771	資 本 金	6,449,681
建物	19,600	資 本 剰 余 金	5,568,588
器具及び備品	1,229	資本準備金	5,568,588
土地	43,941	利 益 剰 余 金	1,937,421
無 形 固 定 資 産	3,070	その他利益剰余金	1,937,421
ソフトウェア	3,070	繰越利益剰余金	1,937,421
投資その他の資産	12,478,464	自 己 株 式	△1,252,566
投資有価証券	160,492	評価・換算差額等	△56,236
関係会社株式	1,074,318	その他有価証券評価差額金	△56,236
長期貸付金	11,191,000	純 資 産 合 計	12,646,889
差入保証金	21,940	負債純資産合計	13,291,609
長期前払費用	1,036		
その他	29,675		
資 産 合 計	13,291,609		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	103,200
売 上 総 利 益	103,200
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	352,909
営 業 損 失 (△)	△249,709
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	117,747
受 取 配 当 金	1,125,601
受 取 賃 貸 料	6,600
そ の 他	123
	1,250,072
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	27,128
賃 貸 不 動 産 経 費	9,282
株 式 交 付 費 償 却	2,997
経 常 利 益	960,954
特 別 利 益	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	3,919
特 別 損 失	
有 形 固 定 資 産 除 却 損	229
税 引 前 当 期 純 利 益	964,644
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,210
当 期 純 利 益	963,434

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年4月1日 残高	6,361,860	5,480,767	1,191,755	1,191,755	△553,734	12,480,649
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	87,821	87,821				175,643
剰余金の配当			△217,769	△217,769		△217,769
当期純利益			963,434	963,434		963,434
自己株式の取得					△698,832	△698,832
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	87,821	87,821	745,665	745,665	△698,832	222,476
2022年3月31日 残高	6,449,681	5,568,588	1,937,421	1,937,421	△1,252,566	12,703,125
	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計				
2021年4月1日 残高	△67,813	△67,813	52,428	12,465,264		
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)				175,643		
剰余金の配当				△217,769		
当期純利益				963,434		
自己株式の取得				△698,832		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	11,577	11,577	△52,428	△40,850		
事業年度中の変動額合計	11,577	11,577	△52,428	181,625		
2022年3月31日 残高	△56,236	△56,236	—	12,646,889		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
・ 他有価証券
・ 市場価格のない株式等以外のもの
- 総平均法による原価法を採用しております。
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 5～15年
器具及び備品 3～8年
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な収益及び費用の計上基準
連結子会社からの役務提供料
連結子会社への役務の提供がされた時点で収益を認識しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
- 資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、法人税法の規定により5年間で均等償却しております。
- (5) 重要な会計上の見積りに関する会計基準
該当事項はありません。
- (6) 会計方針の変更に関する注記
（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）
収益認識に関する会計基準等の適用
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
これにより、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。
また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。
- 時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。
なお、当計算書類に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 94,764千円
- (2) 保証債務
下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。
株式会社ジャルコ 27,188,183千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ①短期金銭債権 470,000千円
- ②長期金銭債権 11,191,000千円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- ①売上高 103,200千円
- ②営業取引以外の取引高（収入分） 1,237,744千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,625千株	4,027千株	-千株	6,653千株

- (注)2021年2月12日の取締役会決議による自己株式の取得 411千株
- 2021年8月13日の取締役会決議による自己株式の取得 3,583千株
- 2022年3月11日の取締役会決議による自己株式の取得 33千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	159,193千円
資産除去債務	931千円
その他	49千円
繰越欠損金	208,422千円
その他有価証券評価差額金	17,219千円
繰延税金資産小計	385,816千円
評価性引当額	△385,816千円
繰延税金資産合計	一千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ジャルコ	(所有) 直接100%	資金の貸付 経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注1)	102,000	—	—
				資金の貸付 (注2)	1,280,000	短期貸付金	470,000
				資金の回収 (注2)	1,765,000		
				資金の貸付 (注2)	6,561,000	長期貸付金	11,066,000
				資金の回収 (注2)	5,490,000		
				受取利息 (注2)	115,751	未収収益	6
				受取配当金 (注3)	1,120,000	—	—
				借入に伴う 債務保証	27,188,183		
				借入に伴う 債務被保証	130,000	—	—
子会社	株式会社ジャルコ アミューズメント サービス	(所有) 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注1)	1,200	—	—
				資金の貸付 (注2)	—	長期貸付金	125,000
				資金の回収 (注2)	20,000		
				受取利息 (注2)	1,342	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 経営指導料につきましては、期首において前期の各社の業務量等を勘案して決定しております。
- (注2) 資金の貸付及び貸付に伴う受取利息は、市場金利及びリスク等を勘案して、協議の上決定しております。
- (注3) 株式会社ジャルコにおける2021年5月28日開催の定時株主総会及び2022年3月11日開催の臨時株主総会決議に基づく剰余金の配当となります。

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
連結子会社からの役務提供料であり、売上高は103,200千円であります。
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 119円37銭
- (2) 1株当たり当期純利益 8円95銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 5月26日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会 御中

みかさ監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 伊藤 修平
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安田 幸一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会 御中

みかさ監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士 伊藤 修平

業務執行社員

指定社員

公認会計士 安田 幸一

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人みかさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人みかさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

JALCOホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 堀 田 恭 史 ㊞

社外監査役 露 木 琢 磨 ㊞

社外監査役 天 野 修 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第15条</u> 当社は、株主総会参考書類、計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(附則) <u>1. 現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	タナベ ジュンイチ 田辺 順一 (1965年11月11日生)	1990年4月 野村証券株式会社 入社 2002年4月 同社企業金融二部 課長 2004年8月 アイ・キャピタル証券株式会社 入社 2006年8月 MTラボ株式会社 入社 2008年2月 カタリスト株式会社設立 代表取締役 (現任) 2009年6月 株式会社ジャルコ 取締役 2011年2月 株式会社ジャルコ 代表取締役社長 (現任) 2011年10月 当社 代表取締役社長 (現任) 2011年11月 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 代表取締役社長 (現任) 2014年7月 イオナアセット株式会社 代表取締役 (現任)	13,863,566株
2	ヤマギシ カズヒト 山岸 和仁 (1971年6月29日生)	1997年9月 公認会計士・税理士相田・高橋事務所 (現 千代田税理士法人) 入所 2000年4月 税理士登録 山岸和仁税理士事務所開設 山岸和仁税理士事務所 代表 (現任) 当社 補欠監査役 2012年9月 当社 監査役 2012年9月 株式会社ジャルコ 監査役 2013年6月 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 監査役 2018年6月 当社 取締役 (現任) 2018年6月 株式会社ジャルコ 取締役(現任) 2018年6月 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 取締役 (現任)	125,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	ヨシオカ ツトム 吉岡 勉 (1965年2月19日生)	1989年8月 タツミ紙工株式会社 入社 1995年7月 東北タツミ株式会社 入社 2000年1月 同社常務取締役 2003年11月 同社代表取締役 2010年5月 同社取締役 2010年6月 株式会社ジャルコ 代表取締役社長 2011年10月 当社 取締役 2012年2月 東北タツミ株式会社 代表取締役(現任) 2012年9月 JALCO ELECTRONICS HONG KONG LTD. President Director(現任) 2012年9月 HANGZHOU JALCO ELECTRONICS CO., LTD. President Director(現任) 2017年6月 当社 取締役(現任) 2017年6月 株式会社ジャルコ 取締役(現任) 2017年6月 株式会社ジャルコアミュージックサ ービス 取締役(現任) 2018年8月 株式会社スプラウト 代表取締役(現任)	962,800株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山岸和仁氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山岸和仁氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社社外取締役としての在任期間が4年となります。
4. 山岸和仁氏は、税理士として高い専門性を持つ他、財務及び会計に関する専門的知識と幅広い経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 当社は、山岸和仁氏及び吉岡勉氏が再任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の公認会計士等であるみかさ監査法人が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たにシンシア監査法人を会計監査人として選任するものであります。

なお、監査役会がシンシア監査法人を会計監査人の候補とした理由としては、現在の監査法人について会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えているものの、当社との監査継続年数が長期にわたることから、改めて複数の監査法人との比較検討を行い、その結果、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の会計監査人に必要な専門性、独立性、品質管理体制を有し、当社の事業規模に適した監査対応が期待できると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	シンシア監査法人
事務所所在地	東京都千代田区神田駿河台3-5-1 三五ビル2階
沿 革	2019年3月設立
概 要	出資金 72百万円 公認会計士 26名（うち代表社員3名、社員6名） 顧問（公認会計士）1名 その他職員 3名 合計 30名

(注) 当社は、シンシア監査法人が選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー5階 ベルサール東京日本橋Room 8・9



交通 「日本橋駅」(銀座線・東西線・浅草線) B6出口直結

「東京駅」(JR線・丸ノ内線) 八重洲北口徒歩6分

「三越前駅」(銀座線・半蔵門線) B6出口徒歩3分

※1階入り口をご利用される方は、総会当日永代通りと反対側の車寄側の出入り口をご利用頂きますようお願いいたします。